

入札説明書

「中部森林管理局若里 1 号公務員宿舍外壁塗装及び屋上防水改修工事設計図書作成業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 7 月 1 4 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 森谷 克彦
長野県長野市大字栗田 715 番地 5

3 業務概要

- (1) 業 務 名 中部森林管理局若里 1 号公務員宿舍外壁塗装及び屋上防水改修工事設計図書作成業務
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 長野県長野市若里 1-29-10
- (3) 業務内容 別添「設計図書作成業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 2 1 日まで

4 競争入札の形式

- (1) 本業務の入札は、一般競争入札「最低価格落札方式」により実施する。
- (2) 電子入札システム
 - ① 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札方式で行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口
〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5
中部森林管理局 総務企画部 経理課 (1 階) 専門官 (契約適正化)
電話 (IP) 050-3160-6533 (NTT) 026-236-2582
電子メールアドレス: c_keiri@maff.go.jp
電子入札システム : <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>
ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>
 - ・受付時間
9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日 (以下「休日」という。) は除く。
 - ② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争 (指名競争) 入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った IC カードとする。

5 競争参加資格に付する事項

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号 (以下「予決令」という。)) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 中部森林管理局競争参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「建築士事務所」に登録された「B 等級」又は「C 等級」の者であること (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者 (競争参加資格に付する事項 (2) の再確認を受けた者を除く) でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止

措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付 59 林野経第 156 号林野庁長官通達)「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成 27 年 10 月 1 日付け 27 林政政第 373 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

同種業務：延べ面積が 500 平方メートル以上の建築工事(新築または増改築工事等で、躯体、外装、内装工事を含む建築一式工事をいう)の設計図書作成業務

- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

① 管理技術者として 2 級建築士以上の者を配置できること。

② 上記 (5) に掲げる業務の経験を有する者であること。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合

上記 (7) の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 本店・支店又は営業所が中部森林管理局管内(富山県、長野県、岐阜県、愛知県)に所在すること。

- (9) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

「5 競争参加資格に付する事項」(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 5 (1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 5 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、持参することとし、郵送等は認めない。

① 提出期間

令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 7 月 29 日まで。

行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)9時から17時までとする。

② 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格申請書」(別紙様式 1)、「競争参加確認資料」(別紙様式 2、3)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が 3MB を超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(電子メール送信容量は 3MB 以内とする。)(締切日時必着)で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。なお、紙入札方式による場合は持参することとし、郵送等による提出は認めない。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号、電子メールアドレス

③ 郵送又は電子メールの場合の送付先は下記とする。

「4 競争入札の形式」(2)①に同じ。

④ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

Microsoft Word(Word2016 形式以下)

Microsoft Excel(Excel2016 形式以下)

その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat XI 以下

画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

圧縮ファイル LZH 形式

⑤ 申請書は別紙様式 1 により作成すること。

(3) 申請書等作成説明会

申請書等作成説明会については、原則として実施しない。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、資格審査は中部森林管理局の資格審査委員会において参加資格の有無を決定する。

なお、参加資格の有無については、令和 7 年 8 月 7 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 申請書等のヒアリング

申請書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(6) その他

① 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 申請書等は返却しない。

④ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 申請書等の作成に関する手続きについての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには一切応じない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 7 年 8 月 14 日 17 時まで

提出場所：「4 競争入札の形式」(2)①に同じ。

② 受付時間：9 時から 17 時までとする。ただし休日は除く。

③ 提出方法：電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後、「4 競争入札の形式」(2)①に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認められが郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 7 年 8 月 25 日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間：令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 8 月 26 日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く、9 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く）。

ただし、「9 入札及び開札の日時及び場所」(2)のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認通知書により通知する。

④ 提出場所：「4 競争入札の形式」(2)①に同じ。

③ 提出方法：電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後、電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、電子メール又は書面により行う。

また (1) の質問及び回答は次のとおり閲覧するとともに、中部森林管理局ホームページに掲載

する方法により公表する。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>)

① 閲覧期間：令和7年8月28日から令和7年9月1日

上記期間の休日を除く、9時から17時まで（ただし、12時から13時までは除く）。

② 閲覧場所：「4競争入札の形式」(2)①に同じ。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年8月28日 9時00分

入札締切日時 令和7年9月2日 10時15分

開札日時 令和7年9月2日 10時30分

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(2) 持参による入札の場合は、令和7年9月2日10時15分までに中部森林管理局入札室へ持参すること。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(3) 開札は、令和7年9月2日10時30分に中部森林管理局入札室にて行う。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書写しを持参すること。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 業務費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には押印は不要とする）の上、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札の場合

ア 提出方法

業務費内訳書は下記ウに示すファイル形式により作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、業務費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、次によること。

イ 郵送について

業務費内訳書が3MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。この場合は、業務費内訳書の一式を郵送するものとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。また、郵送に当たっては、郵便（書留に限る）を利用し、二重封筒とし、表封筒に「業務費内訳書在中」と朱書きの上、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を作成の上、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号、電子メールアドレス

郵送の提出先は、上記 4 (2) ①の申請窓口と同じ

ウ ファイル形式

電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6 (2)

④と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札の場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

(4) 提出された業務費内訳書について支出負担行為担当官から説明を求めることがある。なお、当該業務費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行長野代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行長野代理店)

② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁中部森林管理局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約補償の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

1 3 開札

(1) 開札は電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加者資格確認通知書により変更日時を通知する。

(2) 紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1 4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局競争契約入札心得(「中部森林管理局ホームページ」→「契約関係情報」→「競争契約入札心得」でダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて「5 競争参加資格に付する事項」に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 5 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適者であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

1 6 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 7 日以内(休日を除く)

② 提出場所 「4 競争入札の形式」(2)①に同じ。

③ 提出方法 電子入札システム等により提出すること。提出後は、すみやかにその旨を上記 4 の(2)の①あて電話で連絡すること。なお、紙入札方式による者は、書面を持参するこ

- とにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、上記(1)①の提出期限の翌日から起算して7日(休日は除く。)以内に書面により回答する。

1 7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、TECRIS 等により配置予定の技術者が上記5(6)に違反する事実が確認された場合、契約を解除する。

なお、実際の業務にあたって受注者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、受注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他支出負担行為担当官が認める事由による場合。
 - (2) 受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、履行期間が延長された場合。
- いずれの場合であっても、変更後の技術者の資格及び業務経験は、交代日以降の業務内容に相応した資格及び業務経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

1 8 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 中間前払金及び部分払い 無

2 0 再苦情申立て

支出負担行為担当官から上記7及び上記16に不服がある者の再苦情の申立ては次のとおりとする。

- (1) 上記7(2)及び上記16(2)の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限：上記7(2)及び上記16(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記4(2)①の申請窓口と同じ
 - ③ 提出方法：代表者又はそれに代わる者の持参による。
- (2) 再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会で審議する。
- (3) 支出負担行為担当官は、苦情の申し立てがあった者に対し、上記(2)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、苦情の申し立てに根拠が認められないと判断された理由。
 - ② 申立てが認められると判断されたときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

2 1 関連情報を入手するための照会窓口

「4競争入札の形式」(2)①に同じ。

2 2 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、別紙様式3に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは、休日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - 農林水産省電子入札ヘルプデスク
 - 受付時間：9時から16時まで
 - 電話：048-254-6031
 - E-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (8) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和 2 年 7 月17日閣議決定）に 基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。